

## 電離放射線健康診断の説明

### (1) 健康診断の目的

電離放射線に係る特殊健康診断には、次の種類があります。電離放射線健康診断、除染等電離放射線健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後6か月以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません（安衛法令第66条第2項、電離放射線障害防止規則第56条、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則第20条）。

種類 項目	電離放射線健康診断	除染等電離放射線健康診断
根拠法令	電離則第56条	除染電離則第20条
対象者	安衛令別表第2に掲げる放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの	除染等の業務に常時従事する者
実施時期	雇入れ時、配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回、定期に	
項目	① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容および期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査およびその評価 ② 白血球数および白血球百分率の検査 ③ 赤血球数の検査および血色素量またはヘマトクリット値の検査 ④ 白内障に関する眼の検査 ⑤ 皮膚の検査	
項目の省略	1. 雇入れ時、配置替えの際の健康診断は線源の種類等に応じて④の項目を省略できる。 2. 定期の健康診断は、医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の項目全部または一部を省略できる。 3. 定期の健康診断のうち、前年の実効線量当量5mSvを超えず、その年も5mSvを超えるおそれのない者は医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の項目を行う事を要しない。	定期の健康診断のうち、前年の実効線量当量が5mSvを超えず、その年も5mSvを超えるおそれのない者は医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の項目を行うことを要しない。

## **(2) 電離則の対象となる放射線業務（安衛令別表第2）**

1. エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
2. サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線およびエックス線をいう。第5号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
3. エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
4. 厚生労働省令で定める放射線物質を装備している機器の取扱いの業務
5. 前号に規定する放射性物質または当該放射性物質もしくは第2号に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱い業務
6. 原子炉の運転の業務
7. 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。）の採掘の業務

## **(3) 結果と管理区分との関係**

管理 A は、異常なし。

管理 B は、放射線障害の疑いがあり、必要に応じて就業制限、経過を観察する場合。

管理 C は、放射線障害があり、当該作業への就業禁止、治療をする場合。

管理 T は、放射線障害によらない、他の原因の疾病又は、異常が認められる場合。